

第2章



計画の内容

- 1 基本目標
- 2 重点的に推進する視点
- 3 計画の体系

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

基本目標Ⅱ

だれもが安心して健康に暮らせるまちづくり

基本目標Ⅲ

すべての女性が輝く社会づくり

基本目標Ⅳ

多様な人たちが力を発揮できるまちづくり

第2章 計画の内容

I 基本目標

男女を取り巻く社会情勢や意識の変化、第3次計画の進捗状況の検証などを踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指していくため、第4次計画では以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画の視点に立った法律や制度が少しずつ整備されてきましたが、家庭や地域、職場などの生活の場においては、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた性別による固定的な役割分担意識が今もなお残っています。

一人ひとりが性別にかかわらず、自らの意思と責任により、あらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを進めます。

基本目標Ⅱ だれもが安心して健康に暮らせるまちづくり

生涯を通じて健康で安心して心豊かに暮らせる環境を整備することは、男女共同参画社会形成の基盤となるものです。だれもが安心して暮らせる地域づくりのために、男女共同参画の視点に立ち、さまざまな支援の充実を図ります。

基本目標Ⅲ すべての女性が輝く社会づくり

女性が出産・育児・介護等により就業を中断することなく継続して働き続けられるようにするとともに、女性人材の育成や登用を進め、政策・方針決定過程への女性の参画を一層拡大することにより、一方の性別に偏らない多様な考え方が取り入れられる社会の実現に向けて取り組んでいきます。

基本目標Ⅳ 多様な人たちが力を発揮できるまちづくり

人口減少や少子高齢化、グローバル化など、社会情勢が変化する中で、持続可能な地域社会を作るためには、誰もが活躍でき多様性が享受される社会の実現が求められています。

子どもや大人、高齢者、男性・女性、外国籍の方、心の性を尊重している方、障がいをもつ方など多様な人たちが暮らしやすい笠間市をつくるために、市民・事業者・行政等が個々の特性を生かしながら、対等な立場で共に手を携え、知恵を出し合い、協力して取り組んでいきます。

2 重点的に推進する視点

基本計画に掲げた事業を着実に実行するため、国や県の考え方などを踏まえて次の5つの視点を掲げ取り組んでいきます。

(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発

家庭や職場、地域などあらゆる場面における性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて、男女共同参画の理解促進を図ります。

(2) 女性の活躍と社会への参画促進

多様な生き方、働き方を実現できるよう、労働時間の削減等による働き方の見直しやポジティブ・アクション(積極的に格差を是正する措置)により男女間格差を是正するなど、女性の就業継続や再就職・起業などのための環境整備を促進します。

(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

女性だけではなく、男性にとってもワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現が必要です。家庭や地域においても個性と能力を発揮して生活できるように、意識啓発や働き方・暮らし方の見直しを推進します。

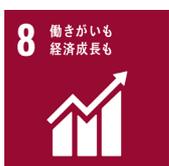
(4) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

配偶者や恋人等の親密な関係にあるパートナー又はパートナーであった人から振るわれる暴力であるドメスティック・バイオレンス(DV)は、犯罪ともなり得る重大な人権侵害です。DVを根絶するために、市民に対する意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、被害者救済のために、各関連機関と連携し、支援体制の充実を図ります。

(5) 多様性を認め合える社会の醸成

ダイバーシティ&インクルージョン(多様な背景を持った人々や価値観を包含し受容する社会)の考えのもと、多様な人たちが力を発揮できるダイバーシティ社会の実現に向けて、さまざまな立場の人の人権が尊重されるよう理解を深めるとともに、自らの意思で多様な生き方を選択できる環境の整備を図ります。

本計画と関連のあるSDGsの目標

目標		内容	関連する基本目標	
【貧困】	 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	II	
【保健】	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	I	II
			III	IV
【教育】	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	II	IV
【ジェンダー】	 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	I	II
			III	IV
【経済成長と雇用】	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	III	IV
【不平等】	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	国内及び各国家間の不平等を是正する	I	II
			III	IV
【持続可能な都市】	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	IV	
【平和】	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	I	II
			IV	

3 計画の体系

基本目標	施策	取組
【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり 	1 男女共同参画の意識啓発と情報提供	(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発 (2) 男女共同参画推進に関する情報提供
	2 あらゆる場での男女共同参画意識の醸成	(1) 男性の理解促進・意識啓発事業 (2) 男性の子育てや介護、地域活動への参画支援 (3) 子どものころからの男女共同参画教育の充実
【基本目標Ⅱ】 だれもが安心して健康に暮らせるまちづくり 	1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1) 暴力の根絶に向けた意識啓発 (2) 被害者の保護及び自立に向けた支援
	2 各種ハラスメントの防止	(1) セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進 (2) 相談体制の整備
	3 生涯を通じたところと身体の健康づくりの推進	(1) 女性の健康支援 (2) 妊娠・出産・育児等への正しい知識の普及・啓発事業
	4 安心して暮らせるまちづくりの実現	(1) 防災・消防分野における男女共同参画の促進 (2) 生活上の困難に対する支援
【基本目標Ⅲ】 すべての女性が輝く社会づくり 	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの意識定着と環境整備 (2) 仕事と子育て、介護との両立支援の推進 (3) 働き方改革の推進
	2 政策・方針決定過程への女性の参画	(1) 審議会等における女性委員の参画促進 (2) 女性人材バンク登録制度
	3 女性の職業生活における活躍支援	(1) 女性の人材育成 (2) 女性の就業支援
【基本目標Ⅳ】 多様な人たちが力を発揮できるまちづくり 	1 ダイバーシティ意識の醸成	(1) ダイバーシティ社会に関する情報発信 (2) ダイバーシティ意識啓発の充実
	2 生活環境・職場環境の整備	(1) 生活環境の整備 (2) 職場環境の整備
	3 広い視野、多様な価値観を持つ人の育成	(1) 人材の育成 (2) 多文化共生の推進

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

これまで、男女共同参画を推進するさまざまな取組が進められ、法制度の整備も進んできたものの、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担やそれに基づく社会的な制度・慣習は依然として根強く残っています。長年の積み重ねの中で作られてきたこれらの意識を変えていくためには、幼少期から人権尊重や男女の相互理解、多様な価値観を認め合うダイバーシティ社会への理解を基盤とした男女共同参画について理解を深めることが重要です。令和4年度の市民意識調査では、社会全体における男女の地位の平等感について、『男性の方が優遇されている』（男性の方が非常に優遇されている＋どちらかといえば男性の方が優遇されている）と回答した人の割合は61.6%である一方、「平等」と回答した人の割合は17.5%に過ぎません。

背景には、働き方・暮らし方の根底に、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられます。このような意識や固定観念は幼少のころから長年にわたり形成されてきており、女性・男性のいずれにも存在するため、子どもをはじめさまざまな世代で男女双方の意識を変えていく取組が必要です。

❖ 関連するSDGs



◆男女の地位が平等と思う人の割合について

	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	無回答
家庭生活	11.0%	42.3%	17.5%	9.6%	3.4%	11.0%	5.2%
職場	7.2%	43.3%	26.5%	2.7%	0.7%	12.7%	6.9%
学校教育の場	3.4%	15.8%	43.3%	5.2%	0.3%	25.4%	6.5%
政治の場	24.1%	39.5%	14.4%	1.0%	0.7%	14.8%	5.5%
行政区、自治会などの住民組織	12.4%	39.9%	22.0%	1.0%	0.3%	21.0%	3.4%
市民活動やボランティア組織	2.1%	18.9%	44.7%	3.8%	1.0%	24.1%	5.5%
社会通念・慣習・しきたりなど	10.3%	50.9%	18.2%	0.7%	0.3%	15.8%	3.8%
法律や制度	7.6%	27.1%	34.0%	2.4%	0.7%	22.7%	5.5%
社会全体	10.7%	50.9%	17.5%	2.1%	0.7%	13.1%	5.2%

※令和4年度市民意識調査

❖ 施策Ⅰ－Ⅰ 男女共同参画の意識啓発と情報提供

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、男女平等の視点に立って行動することが重要です。市では、これまで男女共同参画の意識啓発のため、さまざまな啓発活動を推進してきました。

しかし、令和4年度の市民意識調査では、男女共同参画社会が『実現されていないと思う』(男女共同参画社会は、あまり実現されていないと思う+全く実現されていないと思う)と回答した人は全体の62.2%であり、『実現されていると思う』(男女共同参画社会は、すでに実現されていると思う+ほぼ実現されていると思う)と回答した人は15.8%となっています。

また、男女共同参画に関する用語の認知度については、近年取り扱われることが増えた用語(ワーク・ライフ・バランス、LGBT、ジェンダー、ダイバーシティ)や市の取組について、第3次計画策定時より高くなっています。今後も広報紙やホームページ、SNS等のさまざまな媒体を活用するとともに、各種講座の開催等を通して、あらゆる世代に向けた効果的な啓発活動を実施します。

❖ (1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発

事業No.	事業名	事業内容
1	男女共同参画社会の周知・啓発	男女共同参画についての正しい理解を深め、意識を改革するため、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた周知・啓発活動を行います。
2	男女共同参画推進月間・いいパートナーの日の周知・啓発	男女のよりよいパートナーシップを築くための行動の日として市が定めた「いいパートナーの日(11月11日)」や、県の定める「男女共同参画推進月間(11月)」の趣旨に基づく事業の実施や、周知・啓発を図ります。
3	地域活動における男女共同参画の推進	地域活動の場における無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を払拭するための意識啓発を行います。

■ 「いいパートナーの日」男女共同参画行動の日とは ■

笠間市は家庭、職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画への理解と関心を深め、みんなのよりよいパートナーシップを築くための行動の日として、毎年11月11日を「いいパートナーの日」として定めています。

❖ (2) 男女共同参画推進に関する情報提供

事業No.	事業名	事業内容
4	デジタル媒体による情報発信	市公式ホームページやSNSなどのデジタル媒体の活用により、男女共同参画推進に関する情報発信を行います。
5	男女共同参画に取り組む団体への情報提供	男女共同参画推進に取り組む団体等に、セミナーや各種制度に関する情報提供を行います。

【指標項目】

項目	現状	目標 (R9) (2027)
男女共同参画社会について実現されていると思う人の割合	15.8% (2022年)	30.0%
デジタル媒体による情報発信数	—	10件/年
いいパートナーの日認知度	10.7% (2022年)	15.0%

◆男女共同参画社会が実現されていると思う人の割合について



※令和4年度市民意識調査

❖ 施策1-2 あらゆる場での男女共同参画意識の醸成

誰もが生きがいを感じる社会づくりのためには、男女共同参画の推進を女性だけの問題としてではなく、男性も自分のこととして認識し、実現に向けて協力して取り組めるよう、男女双方の意識改革が必要になります。

令和4年度の市民意識調査における中高年世代の回答では、男女共同参画社会が『実現されていないと思う』（男女共同参画社会は、あまり実現されていないと思う+全く実現されていないと思う）と感じる方が多く、男女共同参画に関する理解が広まりつつあるものの、実態としては、今後も普及・啓発が必要であると考えられます。

男女共同参画意識の形成には、幼少期に学習したことや経験したことが大きく影響します。できるだけ早い時期から、互いの良さや多様性を認め合い、自分たちの能力を十分に発揮できる社会づくりを学ぶ意識を醸成することで、性差別に関する偏見・固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払拭につながると考えられます。このような意識の形成は、自分や他人に対しても個人の尊厳を守るという精神性の高さや豊かさの確立に加え、多様な人材の育成にも資すると考えられることから、子どもたちの男女共同参画意識を育む教育を推進します。

❖ (1) 男性の理解促進・意識啓発事業

事業No.	事業名	事業内容
6	男性の育児等参画促進講座の開催	男性に対して家事・育児・介護・地域活動の参画促進につながる講座を開催します。
7	家庭教育学級の開催	保護者が適切な子育てや教育、役割分担ができるよう、家庭教育学級を開催します。

■わが家の「家庭の仕事」バランスチェックシート■

茨城県で作成した、ジェンダー平等を実現するうえでの諸問題を意識してもらうため、自分の家の「家庭の仕事」がどのように行われているかを見童・生徒に考えてもらうコンテンツです。WEB版が茨城県ダイバーシティ推進センターのホームページに掲載されています。

URL：<https://www.diversity-ibaraki.jp>



❖ (2) 男性の子育てや介護、地域活動への参画支援

事業No.	事業名	事業内容
8	児童館事業の実施 (父親を対象にした講座の開催)	仕事優先の考え方を見直し、男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を進めるため、父親を対象にした講座を開催します。
9	マタニティクラス (ペアコース)の開催	妊娠、出産、育児について夫婦で学び、親としての意識の高揚を図ります。
10	父親の育児応援	父子健康手帳の交付など、父親の積極的な育児参画を応援します。

❖ (3) 子どものころからの男女共同参画教育の充実

事業No.	事業名	事業内容
11	男女共同参画の視点に立った教育・保育の実施	子どものころからの意識醸成のため、教育・保育分野において男女共同参画の視点に立った教育を推進します。
12	性感染症予防教育の推進	性または性感染症に関する正しい知識の普及を図ります。

【指標項目】

項目	現状	目標 (R9) (2027)
学校教育の場において男女の地位が平等であると思う人の割合	43.3% (2022年)	55.0%
男性の育児等参画促進講座開催数	1回/年 (2021年)	3回/年

基本目標Ⅱ だれもが安心して健康に暮らせるまちづくり

すべての市民が生涯にわたって安心して健康な生活を送り、それぞれが持つ個性やその人らしさ、多様性を十分に理解し合い、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の前提となるものです。

配偶者やパートナーなど身近な人から受ける暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女の平等や個人としての尊厳を重んじた対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害する要因となっています。今後、深刻化するDVやあらゆる暴力の被害者への支援に向けて、相談体制を含めた取組の充実が必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症に起因する、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスから、配偶者等によるDVの増加及び深刻化などのリスクの高まりが危惧されます。

本市では、暴力の予防と早期発見、根絶を図るとともに、「重大な人権侵害である暴力は許される行為ではない」という認識を広く浸透、徹底させるため、実態に即した相談や広報・啓発活動を行います。また、将来的にDVの被害者・加害者とならないよう、若年層への情報提供と意識啓発に努めます。

また、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、さらにはマタニティ・ハラスメントなどのさまざまなハラスメントの存在が社会問題となっていることを受けて、事業主に対してハラスメント防止対策を義務づける法改正が行われました。ハラスメントは、人としての尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与えたりする暴力であり、どのような場面であっても起こることがないように、社会全体の意識づくりに向けた取組を進めます。

男女がお互いの身体的な特徴について十分に理解を深め、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会形成にあたっての前提でもあり、性と生殖に関して正しく理解するための知識の普及・啓発が必要です。特に女性は、妊娠や出産をはじめとした身体的な特徴を有するため、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といったライフステージにより大きく変化するという特性があります。

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点等を重視しつつ、女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の各ステージに応じた課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ります。

また、だれもが安心して地域で暮らしていくためには、災害に強いまちづくりが重要となります。特に女性や子どもがより多くの影響を受けることが危惧されます。地域防災については、救援物資や避難所運営等で、女性や子育て中の方などのニーズに配慮した対応ができるよう男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが必要であり、防災会議や自主防災組織などにおいて女性の参画を推進する必要があります。

❖ 関連するSDGs



❖ 施策 2-1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

令和4年度の市民意識調査の結果によると、配偶者や恋人等からの暴力被害について『(暴力が) あった』{何度もあった(ある)+1、2度あった(ある)}と回答した人の割合は、「身体的な暴力」(殴る、ける等)が4.1%、「精神的・心理的な暴力」(無視、暴言や大声、バカにする等)が13.8%、「経済的な暴力」(生活費を渡さない等)が2.7%、「性的な暴力」(性行為の強制等)が2.4%という結果でした。過去調査との比較では、全体的に被害の割合が減少していますが、「精神的・心理的な暴力」は増加しています。この結果は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛による、生活不安・ストレスによる配偶者等からのDV被害の増加によるものと考えられます。

また、DV被害者のうち、そのことを誰かに相談したかについては、4人に3人が相談していない結果となっています。被害にあっても相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」、「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから」が上位2項目となっており、前回調査と比べ約2倍の回答であることから、被害者が問題を抱え込むことで解決しようという姿勢がより顕著にみられます。DV被害からの回復には、周囲が考える以上の時間が必要であることが多く、被害者の中には暴力から逃れたあとも、長期間にわたって精神的な不安定さ、身体の不調、経済的困難を抱えている場合も多いといわれています。

被害者が暴力から逃れ、安全で安心した生活を送れるように、相談体制の整備と、関係機関と連携した自立支援等の対策を進め、あらゆる暴力の根絶に向け、暴力を容認しない社会づくりや被害者の安全・安心の確保、暴力に対する正しい理解の促進など、幅広く取り組んでいく必要があります。

◆配偶者や恋人等からの暴力があったと回答した割合について

	令和4年度調査	平成28年度調査	平成24年度調査
身体的な暴力	4.1%	12.2%	6.8%
精神的・心理的な暴力	13.8%	12.2%	14.8%
経済的な暴力	2.7%	4.6%	5.0%
性的な暴力	2.4%	2.4%	2.7%

※令和4年度市民意識調査

❖ (1) 暴力の根絶に向けた意識啓発

事業No.	事業名	事業内容
13	DV防止法の周知・啓発	DV防止法の周知・啓発や相談先の案内などにより、市民や相談業務等に携わる関係者等に対し、DVの防止や対策に向けた啓発を充実させます。
14	人権教育講演会の開催	家庭や職場における男女差別や配偶者・パートナーからの暴力などの人権問題を含むさまざまな人権課題について、市民の意識高揚と理解促進を図るための講演会を実施します。

❖ (2) 被害者の保護及び自立に向けた支援

事業No.	事業名	事業内容
15	関係機関との連携体制の強化	関係機関と連携し、DV等の相談受付や被害者の適切な保護、避難支援、自立支援を行います。
16	女性相談窓口の充実	子ども福祉課（子ども家庭総合支援拠点・家庭児童相談室）における相談支援、関係機関と連携した支援を実施します。
17	家庭児童相談事業の実施	家庭児童相談員や母子父子自立支援員による、被害者とその家族への来所、電話、訪問、関係機関との連携による相談支援を行います。

【指標項目】

項目	現状	目標（R9） （2027）
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の認知度	56.0% （2022年）	100.0%
配偶者・パートナー・恋人からの暴力等について相談する場所（人）があるという人の割合	25.0% （2022年）	100.0%

❖ 施策２－２ 各種ハラスメントの防止

ハラスメントは、職場だけではなく地域や学校等あらゆる場で起こる可能性があります。最近では、新たにパタハラ（パタニティ・ハラスメント）やケアハラ（ケア・ハラスメント）などの育児・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。

また、ストーカー行為等は、被害者に対する暴行、傷害、殺人等の凶悪犯罪にまで発展する恐れがあり、これらの防止に向けて関係法令等の周知・啓発を図ることが必要です。

安全で安心した生活を送ることができるよう、相談体制の整備と、関係機関と連携した自立支援等の対策を進めます。

❖ （１） セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進

事業No.	事業名	事業内容
18	セクハラなど各種ハラスメント防止対策の推進	市民や企業に対してハラスメント防止についての理解を促進するとともに、相談窓口や対応策についての情報提供を行います。
19	性犯罪、ストーカー被害防止対策等の推進	市民、特に若年層に対して性犯罪等被害防止についての理解を促進するとともに、相談窓口や対応策についての情報提供を行います。

❖ （２） 相談体制の整備

事業No.	事業名	事業内容
20	関係機関との連携	各種ハラスメント等に関し、必要に応じて関係機関と連携した相談体制を整備します。

❖ 施策2-3 生涯を通じたところと身体健康づくりの推進

生涯を通じて健康な生活を送るためには、誰もが自分の身体や性について十分に理解し自己決定していくことが大切です。生涯にわたって性と生殖に関わるところと身体健康が保たれる概念として、リプロダクティブ・ヘルスがあります。また、自分の身体に関して自分の意思が尊重され、自己決定できるための権利が基本的人権として保障される概念として、リプロダクティブ・ライツがあります。それぞれ、女性のライフステージを通して、性と生殖に関する健康・生命の安全を権利としてとらえるもので、女性の人権の重要な概念の一つとして認識されています。

ライフステージに応じた健康づくりへの支援や、女性特有の疾病予防に向けた各種検診や情報提供、相談体制の充実が必要です。また、子どもの頃から発達段階に応じた「思春期教育」が必要とされており、さまざまな機会をとらえた学習機会の提供が求められています。

❖ (1) 女性の健康支援

事業No.	事業名	事業内容
21	「女性特有のがん」についての普及啓発	正しい知識を普及するため、女性特有のがんに関する検診啓発リーフレットの配布や積極的な受診勧奨を図ります。
22	妊娠・出産に関する健康支援	妊産婦の健康診査をはじめ、出産後間もない時期の産婦と新生児に対する産後ケアを実施します。

❖ (2) 妊娠・出産・育児等への正しい知識の普及・啓発事業

事業No.	事業名	事業内容
23	児童、生徒に対する思春期教育	希望する市内小中義務教育学校・高等学校を対象に、いのちの教育や包括的性教育等について講話を実施します。

【指標項目】

項目	現状	目標 (R9) (2027)
思春期教育講座の回数	2回/年 (2021年)	3回/年

❖ 施策2-4 安心して暮らせるまちづくりの実現

誰もが生涯にわたって安全で安心な暮らしを送るためには、防災・消防分野においても男女共同参画の視点を導入していくことが重要となります。

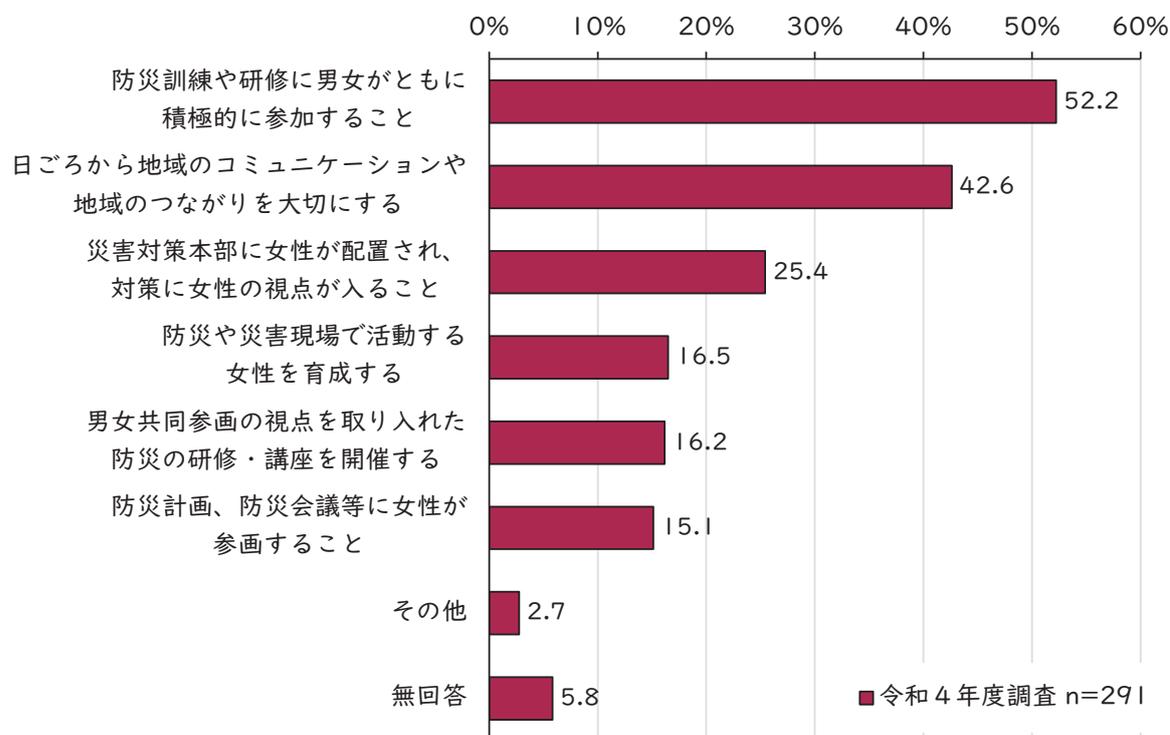
防災分野では、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮するとともに、女性の視点からの災害対応が望まれます。今後の災害時の対応において、特に女性や子どもなど配慮が必要な人々がより多くの影響を受けないよう、救援物資や避難所運営等で、女性や子育て中の方などのニーズに配慮した対応を行うために、女性の参画を推進する必要があります。

また、消防分野では、様々な災害等の対応において多様性を持った視点が求められているなか、女性消防吏員は重要な役割を果たしています。特に女性救急隊員は、傷病者に対する観察や処置において安心感を与えるなど、市民サービスの向上につながる存在です。今後、女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組を強化していくために、女性の参画を推進する必要があります。

そして近年、少子高齢化による核家族化の進行や経済の低迷、新型コロナウイルス感染症の拡大など様々な要因により、高齢者や障がい者、ひとり親家庭、外国人居住者などは、貧困等生活上の困難に直面しています。とりわけ女性の貧困は、ひとり親などの子育て世帯では子が成人した後も続くことや、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性、高齢女性も含め、すべての年代に生じ得ることに留意する必要があります。

このため、生活上様々な立場の人々の人権が尊重されるよう理解を深めるとともに、自らの意思で多様な生き方を選択できる環境の整備が必要です。

◆男女がともに安心できる防災体制を整えるために必要な取組について



※令和4年度市民意識調査

❖ (1) 防災・消防分野における男女共同参画の促進

事業No.	事業名	事業内容
24	自主防災組織活動の充実	地域防災における女性の視点の重要性について周知を図り、地域における防災活動への女性の参画を推進します。
25	防災分野での男女共同参画の視点の導入	女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、防災会議や避難所の運営管理等への女性の参画を推進し、防災に関するさまざまな場面において、男女共同参画の視点の導入を進めます。
26	消防分野における女性の参画促進	さまざまな状況にある市民に対応するため、消防分野における女性の参画を促進するとともに、女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組を強化します。

※消防吏員とは

市町村の消防本部・消防署に勤務する職員のうち、階級を持ち、制服を着用して消防活動に従事する職員のことをいい、いわゆる消防士のことを指します（総務省消防庁ホームページより）。

【指標項目】

項目	現状	目標（R9） （2027）
笠間市防災会議における女性委員の割合	15.6% （2022年）	20.0%

❖ (2) 生活上の困難に対する支援

事業No.	事業名	事業内容
27	就業に係る情報提供の充実	複合的な課題を抱える方に対する支援制度の情報提供や相談を行います。
28	困難を抱える子どもへの対策	さまざまな事情から養育環境に課題やリスクを抱え、不適切な養育状態にある家庭の子どもや、不登校などで学校に居場所のない子どもに対し、安心して過ごせる居場所の提供などを行います。
29	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の生活安定と自立を目指すための手当支給や、就職につながる資格取得への支援を行います。

基本目標Ⅲ すべての女性が輝く社会づくり

急速な人口減少局面を迎え、地域の労働力不足が懸念される中、ニーズの多様化やグローバル化に対応するために、企業等における人材の多様性（ダイバーシティ）を確保することが不可欠となっており、その中でも女性の活躍推進が重要となっています。

このような状況を踏まえ、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に関する責務等を定めた「女性活躍推進法」が2016年4月に施行され、職業生活に関する機会の提供や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の整備を推進しています。

しかし、家事・育児・介護等の多くを女性が担っている現状があることを踏まえ、家事・育児・介護等を男女がともに担うべき共通の意識とし、パートナーである全ての男性が家事・育児・介護等に参画できるような環境整備を一層推進することが求められています。

また、長時間労働の削減や労働生産性の向上といった働き方改革の推進や、男性の育児・介護休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等を関係機関と連携して周知するとともに、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進するため、企業等におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が推進されるよう支援が必要となります。

❖ 関連するSDGs



■キラリかさま優良企業■

笠間市では、女性の登用や育成、ワーク・ライフ・バランスの推進など、職場における女性活躍や男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者を「キラリかさま優良企業」として認定しています。

認定企業にはシンボルマークの使用や入札参加資格審査において優遇するなどのメリットがあります。



❖ 施策3-1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

働きたい人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮するためには、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

令和4年度の市民意識調査では、生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「プライベート（仕事・家庭生活以外の自分の時間）」の優先度について、「希望の優先度」と「現実の優先度」それぞれの回答結果を見ると、「希望の優先度」は「仕事と家庭生活とプライベート」が21.3%と最も高く、「現実の優先度」では「仕事」が26.1%と高くなっており、希望と現実乖離が生じている結果となっています。

男女がともに仕事と子育て、介護などを調和させることができるよう、子育て支援や介護支援策を進めると同時に、行政、事業者、労働者が連携し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に進めていく必要があります。

❖ (1) ワーク・ライフ・バランスの意識定着と環境整備

事業No.	事業名	事業内容
30	働きやすい職場づくりに取り組む事業者の認定	ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進などに積極的に取り組む企業を「キラリかさま優良企業」として認定します。
31	企業への情報発信	だれもが働きやすい職場環境の整備を進めるため、企業や事業所に対しワーク・ライフ・バランス等の周知を図ります。

❖ (2) 仕事と子育て、介護との両立支援の推進

事業No.	事業名	事業内容
32	保育事業の充実	利用定員の見直し、保育士の確保などにより、待機児童の解消を図ります。
33	子育て支援の充実	子どもの一時預かりや病児・病後児保育、子育て支援センターなど、子育て家庭に対するさまざまな支援を充実させます。
34	介護サービスの充実	介護・介護予防サービス及び在宅福祉サービスの充実により働きながら介護をする方の介護負担の軽減を図ります。

事業No.	事業名	事業内容
35	放課後児童クラブ事業の実施	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に、現在利用している小学校の教室、小学校敷地内専用施設、民間設置施設を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。
36	ファミリーサポートセンター事業の実施	子育ての手助けをしてほしい方（利用会員）と手助けができる方（提供会員）が相互援助活動を行うための連絡、調整を行います。
37	育児・介護を行う労働者への情報提供	共働き家庭等の育児や介護の不安解消を図るため、関係機関と連携を図りながら個々のニーズに応じたアドバイスを行います。また、支援体制及び各種制度等について、情報提供を行います。
38	不妊治療と仕事の両立支援	不妊治療についての職場における理解を深め、不妊治療のための休暇制度等を利用しやすい環境整備に取り組む事業所を応援します。

❖ (3) 働き方改革の推進

事業No.	事業名	事業内容
39	企業等への啓発・情報提供	企業や事業所に向けて、長時間労働の削減や柔軟な働き方の推進に関する啓発を行います。
40	市職員の働き方改革の推進	時間外勤務の削減、テレワークをはじめとする柔軟な働き方により、仕事と生活の調和等を目指します。

【指標項目】

項目	現状	目標（R9） （2027）
キラリかさま優良企業認定数	5事業者 （2021年）	20事業者

❖ 施策3-2 政策・方針決定過程への女性の参画

2015年（平成27年）に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）では、政治、経済、社会全体でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。また、男女共同参画社会基本法でも、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会を目指すとしています。

しかし、世界経済フォーラム「ジェンダー・ギャップ指数2022」によれば、日本は146か国中116位と女性参画は非常に遅れています。将来にわたり持続可能な、多様性に富んだ活力ある地域社会を実現するためには、行政、企業、地域など、様々な分野の活動において、男女いずれか一方の性に偏ることなく方針決定の場に参画する機会を確保し、多様な視点からの意見を反映することが重要です。

本市の審議会では、令和4年4月1日現在、女性のいない審議会数は5、女性委員の比率は32.8%に留まり、引き続き女性登用の促進に向けた取組が必要です。

今後もあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、審議会等の委員への女性の選任を進めるとともに、市役所内における女性の管理職への積極的な登用に努めます。

❖ (1) 審議会等における女性委員の参画促進

事業No.	事業名	事業内容
41	女性委員の登用推進	各種審議会等の委員改選にあたり、女性の登用を積極的に行います。

❖ (2) 女性人材バンク登録制度

事業No.	事業名	事業内容
42	人材バンク登録促進と活用	多様な技能や専門的知識を持つ女性に関する情報を収集し、リストを作成し、審議会等への女性委員の推薦や講師派遣等への活用を図ります。

【指標項目】

項目	現状	目標（R9） （2027）
審議会等における女性委員の占める割合	32.8% （2022年）	40.0%
女性が一人もいない審議会の数	5 （2022年）	0
男女共同参画人材バンク登録者数	35人 （2022年）	50人
職場における男女の地位が平等と思う人の割合	26.5% （2022年）	30.0%

❖ 施策3-3 女性の職業生活における活躍支援

政策・方針決定過程への女性の参画を推進するということは、行政や企業・団体等が多様な価値観・発想を、施策の展開や組織運営・事業活動に反映させることでもあります。

誰もが暮らしやすい社会を形成するためには男女双方の視点が必要です。まずは行政が率先して女性の活躍推進に取り組み、女性の参画の重要性についての理解を促進することが必要です。

本市の女性管理職（課長級以上）は令和4年4月現在で18.2%と、第3次男女共同参画計画の目標値12.0%を達成していますが、管理職（部長級以上）では5.9%と目標値の10.0%には達していない状況となっています。女性職員の活躍を推進するための環境を整備するとともに、女性職員のキャリアアップのための人材育成を進めます。

また国の政策として、コロナ禍における女性の就労支援、女性の経済的自立、デジタル分野におけるジェンダー・ギャップの解消等を目的とした「女性デジタル人材育成プラン」が令和4年4月に策定されました。今後の女性の新たな活躍分野として、取組を進めていくことが大切です。

◆市職員の管理職に占める女性の割合

	H30	R01	R02	R03	R04
部長級以上	15.4%	16.7%	15.4%	7.1%	5.9%
課長級以上	13.5%	17.5%	19.6%	20.4%	18.2%

◆市職員に占める女性の割合

	H30	R01	R02	R03	R04
正職員 (消防職含む)	34.8%	35.1%	35.1%	35.1%	35.0%

❖ (1) 女性の人材育成

事業No.	事業名	事業内容
4 3	女性リーダー育成の推進	地域や職場の女性リーダー育成を推進するため、意識啓発や情報提供を行います。
4 4	市職員の人材育成	管理職として活躍できる人材の育成を図ります。

❖ (2) 女性の就業支援

事業No.	事業名	事業内容
4 5	起業に向けた支援制度の情報提供	商工会等と連携し、起業・創業に関する情報提供を行うとともに、茨城県の各種支援制度の活用を促進します。 また、創業塾を開催します。
4 6	女性の人材育成講座	女性のキャリアアップセミナーや就業支援に関する講座の情報提供を行います。
4 7	再就職に向けた就業支援	民間企業と連携しながら、女性の就職応援セミナーなどを開催し、女性の就業を支援します。 また、ハローワークマザーズコーナーと連携した就職応援セミナーを開催します。
4 8	女性のデジタル人材育成に関する情報提供	デジタルスキルの向上によるデジタル分野への女性の就労支援のため、情報提供を行います。

【指標項目】

項目	現状	目標 (R9) (2027)
市職員の管理職に占める女性の割合 (部長級以上)	5.9% (2022年)	10.0%
市職員の管理職に占める女性の割合 (課長級以上)	18.2% (2022年)	22.0%

基本目標Ⅳ 多様な人たちが力を発揮できるまちづくり

ダイバーシティ&インクルージョン（多様な背景を持った人々や価値観を包含し受容する社会）の考えのもと、多様な人たちが力を発揮できるダイバーシティ社会が関心を集めています。

人口減少や少子高齢化、グローバル化など、社会情勢が変化する中で、持続可能な地域社会を作るためには、誰もが活躍でき多様性が享受される社会の実現が求められています。

茨城県では、ダイバーシティ社会の実現を目指し、県内の企業や団体、県民が広くダイバーシティの考えを共有するため、それぞれの実情に応じた取組を進める「いばらきダイバーシティ宣言」を令和3年7月に発表しました。

本市も、「いばらきダイバーシティ宣言」の趣旨に賛同し、ダイバーシティ社会の実現のため、同年10月「いばらきダイバーシティ宣言」に登録し、「市民のダイバーシティ意識の醸成」、「生活環境・職場環境の整備」、「広い視野・多様な価値観を持つ人材の育成」の3つの取り組むべき方針を宣言しました。

子どもや大人、高齢者、男性・女性、外国籍の方、心の性を尊重している方、障がいをもつ方など多様な人たちが暮らしやすい笠間市をつくるためには、市民・事業者・行政等が個々の特性を生かしながら、対等な立場で共に手を携え、知恵を出し合い、協力することが必要であり、このことは変化していく社会情勢の中で持続可能な地域社会を作ることにつながります。

❖ 関連するSDGs



■いばらきダイバーシティ宣言とは■

茨城県では、性別等にかかわらず、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現に取り組むため、県内の経済団体、業界団体等とともに「いばらきダイバーシティ宣言」を発表しました。

笠間市もその趣旨に賛同し、令和3年10月19日「いばらきダイバーシティ宣言」に登録を行いました。

県では多様性を認め合う社会の実現のため「いばらきダイバーシティ宣言」の趣旨に賛同する企業や団体を募集しています。詳しくは茨城県ダイバーシティ推進センターホームページをご確認ください。

URL <https://www.diversity-ibaraki.jp>



❖ 施策4-1 ダイバーシティ意識の醸成

誰もが生涯にわたって健康な生活を送り、それぞれが持つ個性やその人らしさを発揮し、また、互いに思いやりを持って暮らしていくことは、ダイバーシティ社会の実現を目指す上で基本となるものです。

しかし、令和4年度の市民意識調査では、「ダイバーシティまたはダイバーシティ&インクルージョンの認知度」について、『知っている』（言葉も内容も知っていた+言葉も内容もなんとなく知っていた）と回答した人の割合は29.2%、『内容を知らない』（言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らなかった+言葉も内容も知らなかった）と回答した人の割合は67.4%となっています。内容を知らない市民が半数以上いる結果となり、今後ダイバーシティに関する認識を広めていくことが必要です。

家庭・地域・職場などさまざまな場で、ダイバーシティ&インクルージョンの理解促進を進めていくため、あらゆる世代に向けた効果的な情報発信及び意識啓発の充実を図ります。

❖ (1) ダイバーシティ社会に関する情報発信

事業No.	事業名	事業内容
49	デジタル媒体を中心とした情報発信	ダイバーシティ社会への理解を深めるため、笠間市公式SNSなどのデジタル媒体を中心に情報発信を行います。
50	多様性理解促進事業に関する情報提供	市民や事業者等に向けて多様性理解促進事業に関する先進事例等の情報提供を行います。

❖ (2) ダイバーシティ意識啓発の充実

事業No.	事業名	事業内容
51	いばらきダイバーシティ宣言への登録勧奨	市内事業者や団体に対し、いばらきダイバーシティ宣言への登録を勧めます。
52	多様性理解促進に関する講座の開催	ダイバーシティ社会への理解を深めるため、市民や事業者を対象とした多様性理解促進講座を開催します。

【指標項目】

項目	現状	目標（R9） （2027）
いばらきダイバーシティ宣言団体数（笠間市を除く）	1団体 （2021年）	25団体

❖ 施策4-2 生活環境・職場環境の整備

多様な人たちが力を発揮できるまちづくりのためには、誰もが暮らしやすく、働きやすい環境の整備が必要です。

笠間市ではすべての人のためのデザイン「ユニバーサルデザイン」に配慮したまちづくりを推進し、取組の一環として、「インクルーシブ遊具（笠間中央公園）」や「みんなのトイレ（道の駅かさま）」など、誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう環境整備を推進しています。

また近年、性の多様性への理解が広がりつつあり、茨城県でも性的マイノリティへの支援として「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を実施しており、本市も支援制度を行っています。しかし、性的マイノリティへの周囲の理解不足から差別や偏見にさらされたり、社会生活を送る上で不利益を受けたりすることがあり、そのことが生きづらさにつながってしまう場合があります。さまざまな立場の人の人権が尊重されるよう理解を深めるとともに、自らの意思で多様な生き方を選択できる環境の整備が必要です。

さらに、それぞれがもつ価値観や能力、ライフスタイルなどの違いを認め合い、多様な働き方を促進するとともに、仕事と生活のバランスに配慮した働きやすい環境整備を進める必要があります。

■ 「いばらきパートナーシップ宣誓制度」とは ■

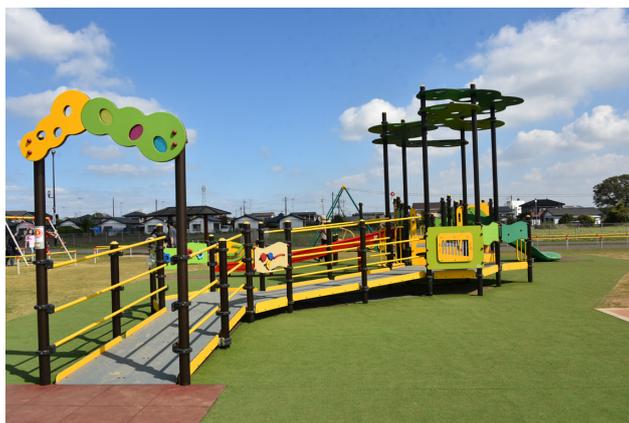
婚姻制度とは異なり、「一方又は双方が性的マイノリティである2人の者が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束した」ことを宣誓し、パートナーシップの関係にある者同士がそろって宣誓書を県に提出し、県が受領証等を交付する制度です。

■ みんなが使える「インクルーシブ公園」とは ■

インクルーシブとは、「包摂的」、「すべてを含む」という意味を持つ言葉です。令和3年10月にオープンした笠間中央公園は車いすで遊べる遊具や、背もたれがついた遊具があり、車いすや歩行器でも移動しやすく、障がいの有無に関わらず、みんなと一緒に遊べる公園です。

■ インクルーシブ遊具

（笠間中央公園） ■



❖ (1) 生活環境の整備

事業No.	事業名	事業内容
53	多様性を尊重する地域づくりの推進	性的少数者またはLGBTなど性の多様性を尊重する地域づくりのための啓発に努めます。
54	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり	誰もが暮らしやすいまちづくりのため、誰もが利用できる公共施設や公共交通の整備に努めます。
55	ユニバーサルマナーの推進	ユニバーサルデザインの考え方を市全体に広めていくため、市民等を対象にユニバーサルマナー講習会を開催します。

❖ (2) 職場環境の整備

事業No.	事業名	事業内容
56	多様な働き方の理解促進	多様な働き方への理解を促進するため、市民・企業等に対し講座の開催や情報提供を行います。
57	多様性を尊重する職場環境の整備促進	多様性を尊重する職場環境の整備を進めるための情報提供を行います。

【指標項目】

項目	現状	目標 (R9) (2027)
ユニバーサルマナー推進に関する講習会参加者数	30人/年 (2022年)	50人/年

■ いばらきダイバーシティスコア (推進指標) ■

茨城県が作成した、ジェンダーギャップや多文化共生など7分野107項目からなる、企業等においてダイバーシティの取り組みが、どの程度進んでいるかなどを「見える化」する指標です。茨城県ダイバーシティ推進センターのホームページに掲載されています。

URL <https://www.diversity-ibaraki.jp>



❖ 施策4-3 広い視野、多様な価値観を持つ人の育成

令和4年度の市民意識調査では、「ダイバーシティ社会実現のために必要だと思うこと」について、「多文化共生の推進」の割合が最も高くなっており、多様な人たちと共に暮らしていくことが重要視されています。

多様な人たちが集い、多様性を生かした地域づくりを進めるため、広い視野を持ち、新たな価値を創出できる人材の育成を行います。

取組の一環として、外国籍の方をはじめとする多様な人材を市職員として受け入れるとともに、広い視野をもつ人材の育成を進めます。また、あらゆる人が交流し、活躍できるような支援を行うことで、国籍や年齢、性別、文化など多文化で共生できる環境を目指します。

これらの取組によりダイバーシティ社会の実現を目指します。

❖ (1) 人財の育成

事業No.	事業名	事業内容
58	市職員の多様性の理解促進	市職員採用試験における国籍条項の廃止等により、多様な人材を受け入れるため、多様性の理解を深める研修会を開催します。
59	国際理解教育の推進	国際社会において広い視野を持ち、異文化を理解し、相手の立場を尊重できるように、小中義務教育学校に英語指導助手(AET)を配置し、国際コミュニケーション力の育成を図ります。

❖ (2) 多文化共生の推進

事業No.	事業名	事業内容
60	国際交流活動の支援	国際交流事業への支援を行うとともに、グローバルな視点を活かした市政運営を行います。
61	多文化共生によるあらゆる人が活躍できる環境の構築	外国人相談窓口の設置、手話や外国語に対応できる通訳アプリの導入などにより、あらゆる人が活躍できる社会づくりを進めます。